

契約日 平成 年 月 日

4,000 円
収入印紙
添付欄

印

●本契約書に定める加盟店の店名及び所在地

店 名 : _____
店舗所在地 : _____

●本契約書の契約者

<本部> 所在地 : 社 名 : 代表者 : 代表取締役	印
<加盟店> (印鑑証明を添付のこと) 所在地 : 社 名 : 代表者 :	印

※サンプル

unreve フランチャイズチェーン加盟契約書

本契約は、『unreve』フランチャイズチェーン（以下、「本チェーン」といいます。）本部機能を有す unreve 株式会社（以下、「本部」といいます。）と、冒頭記載欄に署名（記名）押印する事業者（以下、「加盟店」といいます。）との間で、相互に同一の経営理念、目標のもとに理念共同体企業集団の構成要員である事を認識し、協力してお客様に満足を提供する『unreve』の営業網を確立し、当事者及びチェーン全体の正しい利益と継続的な信頼関係を堅持する事を誓い、双方の理解と納得のもとに調印されたものであります。

第1章 フランチャイズの付与

第1条（契約時の検討・独立の事業主体・自己責任）

- (1) 加盟店は、本契約を締結するにあたり、弁護士を含む専門家の助言をもとに、本部から事前に提供された一切の資料が十分な根拠と信頼性を備えると判断し、また本契約書の条項一つ一つが本チェーンの統一的運営のために適法性及び妥当性を備えると判断しました。
- (2) 本部と加盟店は、各々独立の事業主体であり、それぞれが独立して損益を負担する事業者であって両者の間には何等代理、委任、雇用等の関係がないことを確認します。
- (3) 加盟店は、本契約に定める条件のもと、自らの負担と責任で契約店舗を経営するものであり、加盟店の店舗の業績及び収益は加盟店が自ら責任を負うものであることを確認します。
- (4) 加盟店は、本部が明示又は黙示のいかなる方法においても本契約に基づく本部の加盟店に対する本契約に定めるフランチャイズ付与及び本部の援助、あるいは加盟店の店舗を通じた結果について、売上又は利益を保証した事実がないことに同意します。
- (5) 加盟店は、本部に損害又は損失を負担せしめてはならないものとします。また、加盟店は自己が店舗を営することから生じる全ての苦情、請求、費用、経費等が本部にかからないことを保証します。

第7条（標章の使用許諾）

- （1） 本部は、加盟店が希望する場合は、本契約期間中、契約店舗の営業に必要とする範囲で、本部が定めた契約店舗の名称、商標その他の標章（以下、総称して「標章」といいます。）を、本部の指定する方法に従って、使用することを許諾します。
- （2） 加盟店は、本部の文書による事前の承認なくして、本部の指定する以外の方法で標章の使用をしてはならないものとします。加盟店は、本契約により使用を許諾された標章を本契約に基づいて実施する事業の目的以外に使用してはならないものとします。
- （3） 加盟店は、本契約が終了した場合、標章の使用一切を直ちに停止し、第38条第1項（契約終了後の措置）に定める措置をとるものとします。
- （4） 標章に関する権利の全部が加盟店に帰属するかのような誤解を与えるおそれのある行為・表現を行ってはなりません。
- （5） 加盟店は、本部の標章に関して、加盟店自身及び第三者を権利者とする登録等を行ってはなりません。

第8条（商標等の防衛・訴訟）

- （1） 加盟店は、第三者が標章等その他これらと誤認混同を招く標章を使用している事実を発見した場合、直ちに本部に通知しなければなりません。
- （2） 加盟店が第三者より直接的に標章等に関して訴訟を提起された場合、加盟店は直ちに本部に通知し、その指示に従うものとします。
- （3） 加盟店は、第三者との間に標章等にかかる訴えを提起しないものとし、これらの権利は全て本部に専有されるものとします。
- （4） 加盟店が標章等に関する訴訟の当事者となった場合、加盟店は本部の指示・意見に従い、弁護活動のために必要な一切の書類作成等の協力をするものとします。
- （5） 本部は、加盟店に対し、明示であると黙示であるとを問わず標章等について、如何なる保証をも行なうものではありません。

第2章 開業指導、援助

第9条（開店前研修訓練）

- （1） 加盟店は、本契約締結後、契約店舗開店に先立ち加盟店が選任した事業責任者に対し、本部の定めた教育訓練計画に従って、本チェーンシステムに関する研修訓練コースを受講させなければなりません。
- （2） 加盟店は当該研修にかかる研修費用及び交通費・宿泊費等の実費を負担するものとします。

第46条（不可抗力）

本契約のいずれの当事者も、天災、地変、その他の不可抗力による原因による債務の不履行によって相手方に与えた損害については、相手方に対しその責めを負わないものとします。

第47条（合意管轄）

本契約上の紛争及び関連する一切の紛争については、訴額に応じ、本部住所地为管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第48条（運営規則の制定）

本部は、本契約を補足する為に運営規則を制定する権利を保有します。運営規則が制定された場合には、加盟店はこれに従って契約店舗の運営を行なう義務を負うものとします。

第49条（行政指導等）

- (1) 加盟店は、契約店舗の運営にあたり関係法令及び行政指導を遵守するものとします。
- (2) 本契約の一部が今後制定される法律によって無効、又は違法とされた場合であっても、これによって他の部分の有効性は影響を受けることなく、当事者を拘束するものとします。

第50条（通知先）

- (1) 本契約に基づく通知先は、本契約冒頭の記名捺印欄に記載する所在地とします。通知先を変更する場合には、事前に書面により相手方に通知しなければならないものとします。
- (2) 本部又は加盟店が、前項の所在地に書面による通知を行なった場合、到達の有無にかかわらず、当該書面が通常到達すべき時期に到達したものとみなします。

第51条（完全合意）

本契約は、本部・加盟店間すべての合意事項の唯一のものであり、本契約締結以前の目的事項に関する本部・加盟店間の書面・口頭の合意に優先します。ただし、本契約締結後の契約内容の変更であって、本部・加盟店双方の権限ある者の署名（記名）押印された書面によりなされたものはこの限りではありません。